

# 豚コレラ及び アフリカ豚コレラ対策について

---

令和元年10月  
農林水産省

# 豚コレラ及びアフリカ豚コレラについて

## 【 特徴 】

- 病原体  
豚コレラウイルス
- 特徴
  - ・豚一豚（イノシシ）間の接触により感染。
- ※ 有効なワクチンが存在

豚コレラ

## 【 近隣諸国の発生状況 】

- 欧州、アジア、アフリカ、南米の一部の国々で発生。
- アジアにおいては全ての国で豚コレラが発生。
- 日本以外の国のOIEステータスは、発生中あるいはワクチン接種により非清浄国。

## 【 我が国の発生状況 】

- 昨年9月に岐阜県において、26年ぶりに発生。
- 岐阜県、愛知県、三重県、福井県、埼玉県及び長野県の6県で発生。これまで約14.4万頭を殺処分。
- 野生イノシシでは9県で感染確認（上記6県に加え、石川県、富山県、滋賀県）。

アフリカ豚コレラ

- 病原体  
アフリカ豚コレラウイルス
- 特徴
  - ・豚コレラに酷似するが、病原性は強い傾向。（感染力は同等とされる）
  - ・豚一豚（イノシシ）間の接触以外に、ダニも媒介。
- ※ ワクチン、治療法はない

- アフリカ、欧州の一部（ロシア及びその周辺国、東欧）の国々で発生。
- アジアでは、昨年8月の中国における発生以降、各国に感染が拡大しつつ、発生が継続。
- 本年9月には、韓国において発生し、これまでに13事例を確認。

- 未発生。

- 本年4月22日にはアフリカ豚コレラ対策について、関係省庁が申し合せ。



※ いずれも人に感染しない（感染するのは豚とイノシシのみ）。肉及び肉製品を食べても問題ない。

野生イノシシの感染確認区域の拡大防止を徹底するため、関係省庁が連携し、以下の対策を着実に実施。

### 取組の内容

#### (1) 捕獲の強化

豚コレラ

アフリカ豚コレラ

- 自治体、農林水産省及び環境省が連携し、農場周辺や野生イノシシの感染区域等を、捕獲重点エリアに設定し、野生イノシシの捕獲を強化（7万頭⇒9万頭以上を目標）。
- 銃猟やICT罠等の活用による効果的な捕獲の実施。
- イノシシ感染地域の周辺県でのサーベイランスの強化。

#### (2) 経口ワクチン散布

豚コレラ

- 東日本・西日本に、重点的にワクチンを散布する防疫帯（ワクチンベルト）を構築。
- 野生イノシシの感染が確認された地点に応じて、経口ワクチンベルトは対象県エリアを見直し。
- 空中散布を含む効果的なワクチンベルト構築に向けて、環境省、警察庁、消防庁、防衛省と連携。

## 2. 感受性動物対策

- (1) 豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針に基づき、農林水産省が予防的ワクチン接種推奨地域を指定。
- (2) 都道府県が予防的ワクチン接種プログラムを策定し、農林水産省が確認。
- (3) 県による予防的ワクチン接種を開始（自治事務）。

### ○ 予防的ワクチン接種推奨地域（想定）

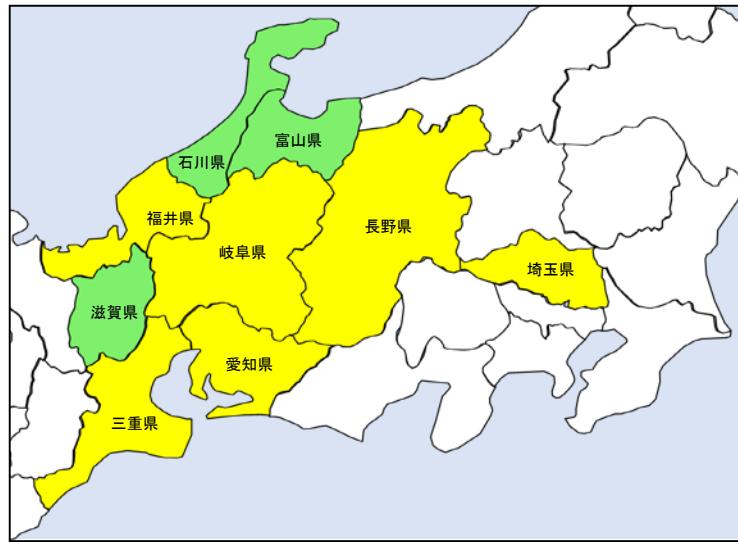
豚コレラウイルス感染野生イノシシから飼養豚への感染リスクが高い地域。右図の9県第1次指定。

### ○ 予防的ワクチン接種プログラム

- ・原則、県内一律に接種。
- ・当該農場の初回接種：飼養豚のすべてに接種。その後、順次、子豚に接種。

### ○ 流通制限の範囲

- ・生きた豚、精液、受精卵については、原則として接種地域内の農場、と畜場等への移動、流通等に限定（交差汚染防止対策を行ったと畜場を除く）。（農林水産省、厚生労働省）
- ・と畜場で処理後の肉、肉製品、副生物等については制限しない（飼料の加熱処理の遵守・野外放棄防止を徹底）。



黄色：豚及び野生イノシシ発生県（飼養頭数 725,440頭(全国の7.9%)）  
 緑色：野生イノシシ陽性発生県（飼養頭数 56,480頭(全国の0.6%)）

### 3. 感染経路の遮断対策

野生動物からのウイルス感染を遮断するため、侵入防護柵の設置を推進するなど農場におけるバイオセキュリティの向上に取り組む。

#### 取組の内容

- 農場防護柵の設置等の野生動物侵入防止措置関係対策の義務付け等のため、飼養衛生管理基準の改定。（柵の設置が必要な約3,100の農場等のうち、400戸で設置済）。
- 国内におけるアフリカ豚コレラの浸潤をより早期に発見するため、検査の一部を家畜衛生保健所において実施できる体制を構築（「アフリカ豚コレラに関する特定家畜防疫指針」の改定）。
- 農場にウイルスを入れないために農場を囲い込む野生動物侵入防護柵について、全国の農場へ速やかに設置を促進。  
(国補助1/2 + 特別交付税（県・市町村負担分の4/5）を措置)。

#### 【現在の進捗状況】

- ・ 8都道府県(イノシシ不在、別事業で設置済等)を除き、全ての県が事業参加。
  - ・ 16県が上乗せ補助等を予算措置。他の県においても検討中。
- 
- 國土交通省、環境省等を通じて、野生動物がいるような利用施設（自然公園、キャンプ場、ゴルフ場）において、食品残渣を通じた感染拡大を防止するため、ゴミ箱対策の協力依頼を関係自治体等に発出。

## 4. 水際対策の強化

情報発信・摘発強化等の水際対策を関係省庁が一体となって実施（4月22日関係省庁申合せ）。

韓国において、9月17日にアフリカ豚コレラが初発生。それ以降、発生が継続しているため、さらなる警戒を強化。

### 取組の内容

#### 1. 相手国から持ってこさせない

○中国、ベトナム、韓国国内SNS、現地メディア、旅行代理店等を通じた注意喚起、多言語動画の配信（動物検疫に関する動画をYouTubeで配信）

（農林水産省、国土交通省、外務省）

○航空会社等への情報提供、ポスター掲示・機内アナウンスの依頼

・日本向け直行便で機内アナウンスを実施（中国便・韓国便は全便数のうち約9割）

・一部の航空会社においては、現地の空港カウンターでポスターを掲示

（農林水産省、国土交通省）

○広報ポスターの掲示

・全国の空港や港に他言語ポスター約900枚掲示

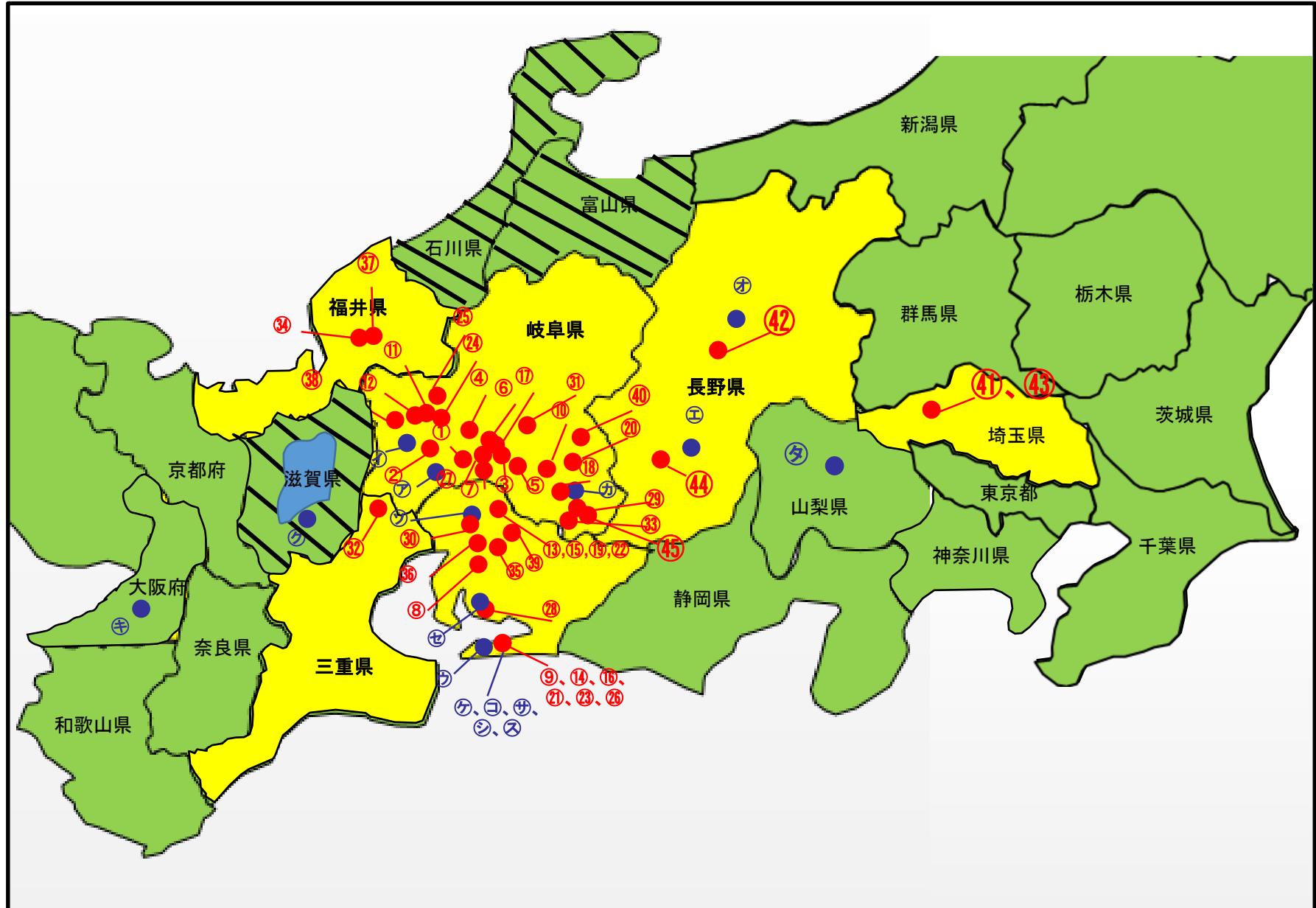
・韓国からの高速船、定期フェリーの船内に広報ポスター掲示

（農林水産省、国土交通省）

## 4. 水際対策の強化（続き）

### 2. 日本に入れさせない

- 検疫探知犬の増頭(年度当初33頭⇒年度内53頭、令和2年度140頭体制を目指す)
- 畜産物の違法な持込みに対する対応の厳格化（4月22日～）
  - ・個人消費用やお土産用であっても、警察への通報又は告発の対象として警告書を交付4月22日～9月30日の間に624枚を交付)
    - ・違反者情報をデータベース化し、関係省庁と共有して対応（逮捕事例あり）
- (農林水産省、財務省、警察庁)
- 高リスク便に対する携帯品検査の重点実施（農林水産省、財務省）
  - ・検疫探知犬による探知や家畜防疫官による口頭質問を重点的に実施
  - ・税関と連携した検査を実施
- 国際郵便物の検査を強化（農林水産省、総務省）
  - ・検疫探知犬の活用を拡大
- アフリカ豚コレラ発生国からの豚由来畜産物の検査強化
  - ・携帯品畜産物を検査したところ、アフリカ豚コレラウイルス遺伝子を検出
- 各空海港における靴底消毒及び車両消毒の徹底  
(農林水産省、国土交通省)



## アフリカ豚コレラの発生状況

2019年9月29日現在

■ =2005年以降OIE等に発生通報のあった国/地域



## ～アフリカ(29カ国)～

アンゴラ	チャド	マダガスカル	セネガル	中国	韓国	アルメニア	リトアニア	ハンガリー
ベナン	コンゴ民主共和国	マラウイ	南アフリカ	モンゴル	東ティモール	アゼルバイジャン	ポーランド	ブルガリア
ブルキナファソ	コンゴ共和国	モーリシャス	タンザニア	ベトナム		グルジア	ラトビア	ベルギー
ブルンジ	コートジボワール	モザンビーク	トーゴ	カンボジア		イタリア(サルジニア島に限る) <sup>※3</sup>	エストニア	スロバキア
カメルーン	ガーナ	ナミビア	ウガンダ	香港		ロシア	モルドバ	セルビア
カーボヴェルデ	ギニアビサウ	ナイジェリア	ザンビア	北朝鮮		ウクライナ	チェコ	
中央アフリカ	ケニア	ルワンダ	ジンバブエ	ラオス		ベラルーシ	ルーマニア	

## ～アジア(11カ国)～

マダガスカル	セネガル	中国	韓国	アルメニア	リトアニア
マラウイ	南アフリカ	モンゴル	東ティモール	アゼルバイジャン	ポーランド
モーリシャス	タンザニア	ベトナム		グルジア	ラトビア
モザンビーク	トーゴ	カンボジア		イタリア(サルジニア島に限る) <sup>※3</sup>	エストニア
ナミビア	ウガンダ	香港		ロシア	モルドバ
ナイジェリア	ザンビア	北朝鮮		ウクライナ	チェコ
ルワンダ	ジンバブエ	ラオス		ベラルーシ	ルーマニア
	マリ	ミャンマー			
		フィリピン			

## ～ヨーロッパ(19カ国)～

アルメニア	リトアニア	ハンガリー
アゼルバイジャン	ポーランド	ブルガリア
グルジア	ラトビア	ベルギー
イタリア(サルジニア島に限る) <sup>※3</sup>	エストニア	スロバキア
ロシア	モルドバ	セルビア
ウクライナ	チェコ	
ベラルーシ	ルーマニア	

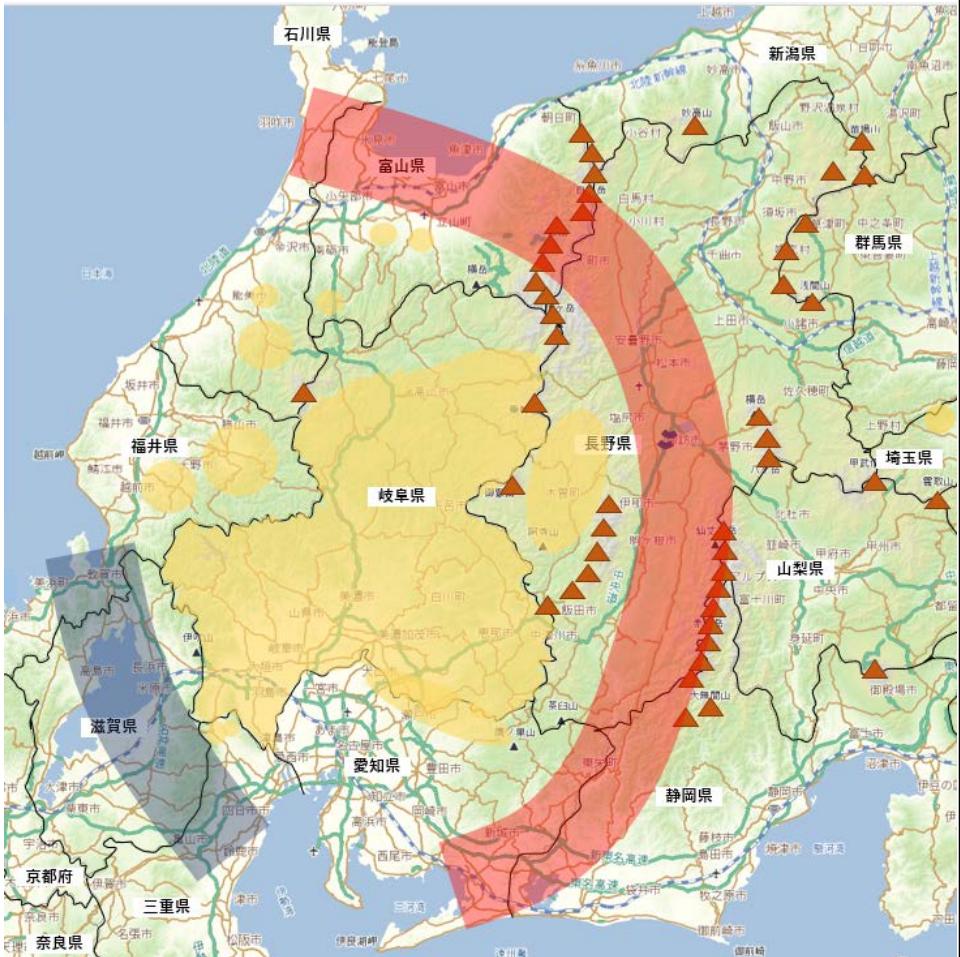


### ①人・物・車両によるウイルスの持込み防止

- ・**衛生管理区域、豚舎への出入りの際の洗浄・消毒の徹底**
- ・衛生管理区域専用の衣服、靴の設置と使用の徹底
- ・人・物の出入りの記録
- ・**飼料に肉を含み、又は含む可能性があるときは、あらかじめ摂氏70度・30分間以上又は摂氏80度・3分間以上の加熱処理を徹底**

### ②野生動物対策

- ・飼料保管場所等へのねずみ等の野生動物の排せつ物の混入防止
- ・豚舎周囲の清掃、整理・整頓
- ・**死亡家畜の処理までの間、野生動物に荒らされないよう適切に保管**



:ワクチンベルトのイメージ

:山(2,000m以上)

:野生イノシシ陽性エリア

- 豚コレラウィルスの日本全国への拡散を防ぐため、ワクチンベルトの関係県と協議の上、具体的な散布エリアを確定。
- 9月以降、各県においてワクチン散布作業を実施。
  - :9月18日～ 石川県
  - 24日～ 富山県、三重県
  - 25日～ 静岡県
  - 30日～ 愛知県、長野県、滋賀県
  - :10月4日～ 福井県
- 今後も、野生イノシシのサーベイランスの結果に基づき、対象県の見直しも含めてベルト構想を改善しつつ、散布を実施。  
(9月24日の埼玉県での陽性イノシシ確認を受け、より東側でのワクチン散布も含め、検討。)

## 参考資料5

# 豚コレラ対策関係9県における捕獲重点エリアの設定概要

### 【富山県】

- ・県西部のワクチンベルト、県東部の常願寺川ラインを防衛ラインとして、重点エリアを設定。

### 【石川県】

- ・県の全域を捕獲重点エリアに設定。

### 【福井県】

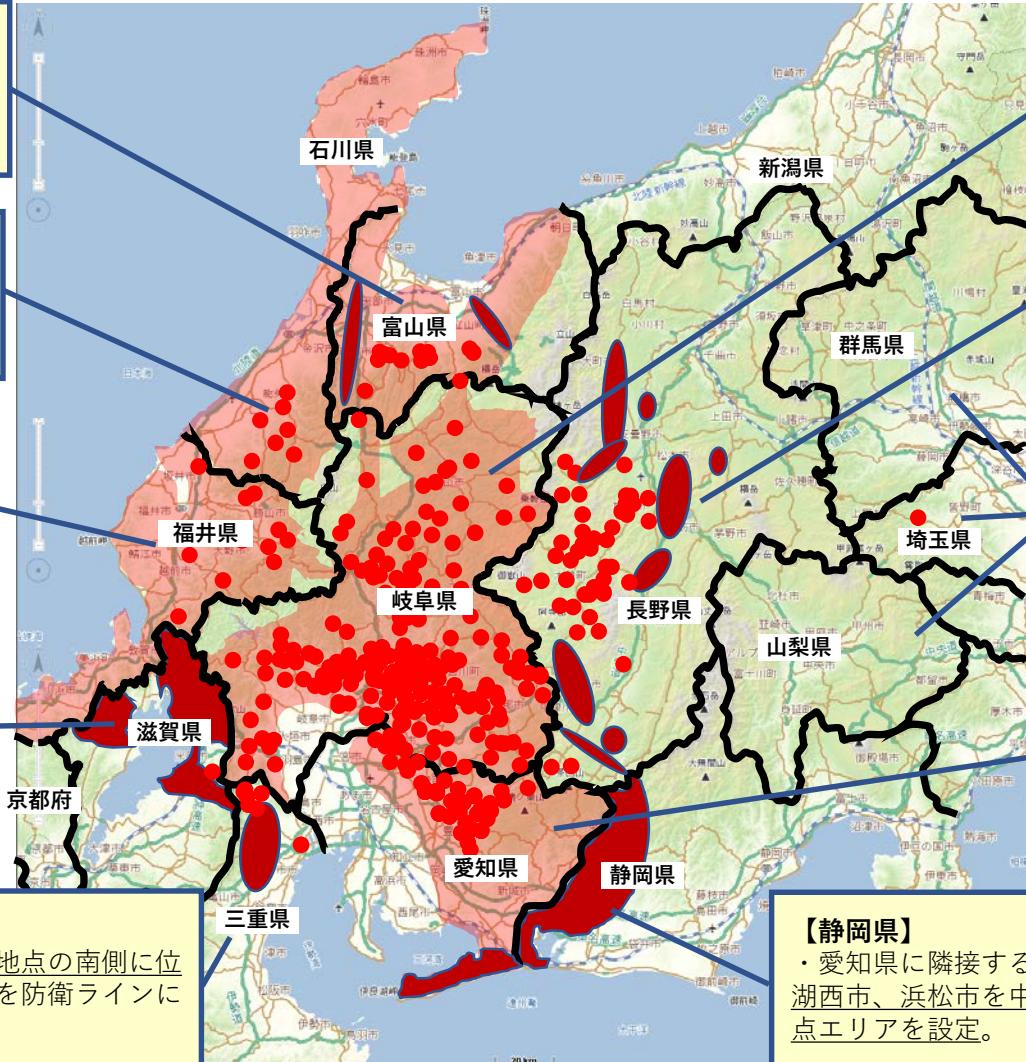
- ・県のほぼ全域を捕獲重点エリアに設定。

### 【滋賀県】

- ・ワクチン散布エリアを除く県北部を捕獲重点エリアに設定。

### 【三重県】

- ・豚コレラ確認地点の南側に位置する北勢地域を防衛ラインに設定。



### 【岐阜県】

- ・山岳地域を除いたほぼ全域を捕獲重点エリアに設定。

### 【長野県】

- ・県外からの移入と未感染地域への拡散を防ぐ「防衛ライン」を設定し、捕獲を強化しつつ移動拡散を防止。

### 【周辺都府県】

- ・埼玉県、群馬県、山梨県等においても、捕獲重点エリアを検討中。

### 【愛知県】

- ・野生イノシシの生息が確認されている地域の全域を捕獲重点エリアに設定。渥美半島は特に集中的に捕獲。

### 【静岡県】

- ・愛知県に隣接する、県西部の湖西市、浜松市を中心に捕獲重点エリアを設定。

■ 捕獲重点エリア

捕獲重点エリアのうち  
各県で特に重視する地域  
(「防衛ライン」等)

● 野生イノシシ陽性地点 (一部略)

# 参考資料6 国際空海港における旅客に対する水際対策



現地空港カウンターで  
ポスター掲示、注意喚起



空港/港

出国前の情報提供



<海外向け情報配信

>

- 現地SNS
- 海外メディア向け  
ニュースリリース
- 多言語動画

